

1 利用計画数

事業名：(区委託) 地域障害者相談支援センター 相談予定者数 300名

2 事業実施計画

(1) 活動・支援の内容

概要(地域・家族・関係機関との連携・交流を含む)

<ぽーとたまがわ>

地域障害者相談支援センターの相談件数は、昨年度はコロナ禍の影響もあり前年度比1.2倍となったが、今年度は昨年度と同程度の月700件、年間延べ8400件を目標とする。

① 基本相談支援

- ・ 年齢、病気や障害の有無等は問わず、困りごとの相談窓口として、ご本人、ご家族、関係機関等からの相談を受け、内容に応じた情報提供、行政・福祉サービスの利用案内、サービス利用の支援を行う。
- ・ 個別及び家族支援は必要に応じて行政機関をはじめ通所施設やヘルパー事業所、社会福祉協議会、ケアマネジャーなどの関係機関と連携したチーム支援を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染蔓延等、様々に変化する社会環境において、心身の状態が不安定になっている在宅の一人暮らし障害者等に対し、中長期的、継続的な伴走型の支援を行う。

② 地域包括ケアシステムの推進に向けた対応

- ・ 地域包括ケアシステム地区展開を推進するため、玉川地域内各地区三者連携会議への参加など各機関との連携を深め、障害者への相談支援の中核機関としての役割を担う。
- ・ 精神障害にも対応した地域包括支援システムが機能するように、相談者や家族へ継続的に訪問等を行い、信頼関係構築に努める。

③ エリア自立支援協議会事務局

- ・ 保健福祉課と協力しながら、エリア自立支援協議会が円滑に運営されるよう努める。

④ 指定相談支援事業者への支援

- ・ 新規事業者に対しては、地域内の事業者の開設・運営等を支援する。
- ・ 事例検討会の開催など、困難事例への対応を事業所間で共有し、支援スキルの向上を目指す。
- ・ 地域相談支援事業者連絡会を定期的に開催し、お互いに顔の見える関係をつくる。

⑤ 権利擁護のための支援

- ・ 権利擁護の必要性や関係制度の理解を得るため、地域内で研修会の主催や他機関勉強会での講演、イベントでのチラシ配布などを通じて啓蒙を図る。

(2) 業務体制

- ・ 施設玄関に受付ブースを設け、気軽に相談しやすく、社会資源の情報が閲覧できる環境をつくる。土曜日は2名の職員をローテーションで配置する。
- ・ 記録はプライバシー、個人情報保護に配慮し適正に保存・管理する。相談援助における利用者及び家族に関する情報は、収集・利用・保管、いずれの過程においても適正かつ慎重に取り扱う必要がある。情報を記した記録の使用や開示、訂正等に関する運用ルールを定め、流出等の事故を防止するよう周知徹底を図る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の今後の更なる流行に備え、厚生労働省より発出された「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点」等を参考にしながら、利用者へのサービス提供を継続的に行う体制を整える。

### (3) 危機管理

- ・ 緊急時対応及び災害時対応の体制整備に努め、細かく対応できるマニュアルを整備する。急変等の医療緊急時において、迅速な連携を図るための体制を整備する。事故や事件等の緊急時における適切な対応と、振り返りによる再発防止を徹底する。自然災害事故等の緊急時において、区や住民と協力し区民の安全確保とリスクの低減を図る。
- ・ なかまっち自立体験室と一緒に防災訓練を実施する。

### (4) 職員研修の実施

- ・ 新人研修、中堅職員研修など、法人全体での職員資質向上に向けた研修を実施する。
- ・ 年度当初に研修計画を作成し、職員は計画に基づき必要な研修や講演会などに参加する。
- ・ 相談支援専門員の実務経験資格がある場合は、研修受講を積極的に進める。経験年数の長い相談支援専門員が主任相談専門員の資格をとれるように研修受講を積極的に進め、複数の職員が資格を取得できるように努める。
- ・ 他地域の障害者相談支援センターと連携を図り、積極的に情報交換を行い、必要な場合には実習生の受入や派遣を行う。

## 3 重点課題と取り組み

2022年度は以下の点を重点課題として取り組む。

### ① 障害がある方が地域で自分らしく暮らせるようにストレングスを活かした支援を徹底する

- ・ 自立を目指した支援の適正化を図るため、新人を含めOJTや内部・外部の研修を活用し、職員の人材育成を図る。
- ・ インフォーマルな社会資源を含め多様な機関（保健福祉センター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、医療機関、福祉サービス事業所、民生委員等）と連携をとり、支援方針を共有する。
- ・ 地域での障害理解の促進と権利擁護の啓発に努める。

### ② ばーとに集まる様々な情報を利用者や関係機関に発信できるよう情報発信力を強化する

- ・ 事業所内に活用できる場をつくり、居場所づくりにつなげる
- ・ 従来の方法に加え、新たに活用しやすい情報発信の方法を模索する

### ③ 新しい場所での業務が円滑に進むよう検討し、よりよい環境づくりを図る

- ・ 2022年度内になかまっちから新しい場所への移転を予定している。計画的に進められるよう必要項目を可視化し、利用する方や関係機関への周知や近隣への理解の取組をすすめる。